

平成23年 5月27日

平成23年第2回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第 22 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 23 号	専決処分の承認を求めることについて	3
議案第 24 号	専決処分の承認を求めることについて	5
議案第 25 号	宮代町都市公園条例の一部を改正する条例について	10
議案第 26 号	財産の取得について	12
議案第 27 号	平成 23 年度宮代町一般会計補正予算（第 1 号）について	13
議案第 28 号	平成 23 年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	14

議案第22号

専決処分の承認を求めることについて

平成22年度宮代町一般会計計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成23年5月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

東北地方太平洋沖地震により、公共施設等に被害が生じたことから、この復旧に要する経費として平成22年度宮代町一般会計予算に1,175万円を追加し、総額を87億5,360万円とすることについて専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成22年度宮代町一般会計補正予算（専決第1号）（別冊）

平成23年3月28日

宮代町長 庄 司 博 光

議案第23号

専決処分の承認を求めることについて

平成22年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成23年5月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

東北地方太平洋沖地震により、公共下水道施設に被害が生じたことから、この復旧に要する経費として平成22年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に550万円を追加し、総額を10億5,863万円とすることについて専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成22年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）（別冊）

平成23年3月28日

宮代町長 庄 司 博 光

議案第24号

専決処分の承認を求めることについて

宮代町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成23年5月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、緊急に宮代町税条例を改正する必要性が生じたことから、同日に宮代町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

宮代町税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成23年4月27日

宮代町長 庄 司 博 光

宮代町税条例の一部を改正する条例

宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）の一部を次のように改正する。
附則に次の3条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

- 第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。
- 3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。
- 4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。
- 5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

- 第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定に

より読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第24条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に3条を加える改正規定（附則第23条に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。

議案第25号

宮代町都市公園条例の一部を改正する条例について
宮代町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年5月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

宮代町総合運動公園内のテニスコートを人工芝に改修するとともに、新たに夜間照明設備を設置することに伴い、宮代町都市公園条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町都市公園条例の一部を改正する条例

宮代町都市公園条例(平成5年宮代町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2 2中

「2 有料公園施設等を利用する場合」を

「2 基本使用料(有料公園施設の利用に伴う使用料)

①施設使用料 ）」に、

「

テニスコート	人工芝コート1面	600円	300円
	クレーコート1面	500円	250円

」を

「

テニスコート	1面	600円	300円
--------	----	------	------

」に改

め、

「

有料備品	規則で定める額	
------	---------	--

」を削

り、同表の次に次の表を加える。

②照明使用料

施設名等	区分	基本使用料 (1時間当たり)
テニスコート	1面	400円

別表第2中

「3 増使用料(有料公園施設の利用に伴い基本使用料に加算する額) ）」を

「3 有料備品使用料

有料備品	規則で定める額
------	---------

4 増使用料(有料公園施設の利用に伴い基本使用料に加算する額) ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年10月1日以後の利用に係る申請から適用する。

議案第26号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 財産の種類 図書館資料用ICタグ 253,000枚
- 2 納入期限 平成23年7月31日
- 3 契約の金額 10,626,000円
- 4 契約の相手方 東京都文京区大塚3丁目4番7号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷一文子

平成23年5月27日提出

宮代町長 庄司博光

提案理由

町立図書館資料用ICタグを取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

議案第27号

平成23年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について
平成23年度宮代町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。
平成23年5月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた道路等公共施設の復旧に要する経費及び緊急雇用創出事業を始めとした補助事業の採択、実施に伴い、平成23年度宮代町一般会計予算に4,305万2,000円を追加し、総額を90億5,985万2,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第28号

平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり
提出する。

平成23年5月27日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた公共下水道施設の復旧に要する経費として平成23年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に1,546万円を追加し、総額を10億1,671万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。